

「道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、

- ・ ミニカー及び小型特殊自動車の積載物の重量の制限を改めること。
 - ・ 反則金の納付等の方法として、反則金の収納に関する事務を行う都道府県警察の職員が当該事務のために管理する口座への振込みによる方法を新たに定めること。
- 等を内容とする道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案等について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (koutsukikakuka2@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
	FAX	03-3581-9337 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和3年4月24日（土）から 令和3年5月23日（日）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙1及び別紙2のいずれの改正内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字等、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙2の3(1)アについての意見…」

〈 凡 例 〉

- 法 令 : 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- 予 決 令 : 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- 改 正 令 : 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）をいう。
- 新 府 令 : 道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案をいう。
- 新 府 令 : 改正令による改正後の令をいう。
- 新 府 令 : 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- 新 府 令 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案による改正後の府令をいう。

1 命令等の題名

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

法第57条第1項、第128条第1項（同法第130条の2第3項において準用する場合を含む。）及び第129条第1項並びに会計法（昭和22年法律第35号）第50条

3 改正の概要

(1) 令関係

ア ミニカーの積載物の重量制限の上限値を90キログラムに改めるとともに、小型特殊自動車の積載物の重量制限の上限値を700キログラムに改めることとする（新令第22条第2号関係）。

イ 反則金の納付等の方法として、反則金の収納に関する事務を行う都道府県警察の職員が当該事務のために管理する口座への振込みによる方法を新たに定めることとする（新令第52条及び第52条の2関係）。

(2) 予決令関係

出納官吏等による国の歳入金 of 収納手続の例外として、財務大臣の定める場合には、領収証書を納入者に交付することを要しないこととする（改正令による改正後の予決令第31条関係）。

4 施行期日

令和3年6月28日から施行する。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

新令第52条第2項(同条第6項及び第52条の2第2項において準用する場合を含む。)

※ 振込みによる反則金の納付等についての規定で、当該振込みにおいて明らかにすべき事項を内閣府令で定める旨を規定することを予定している。

3 改正の概要

新令第52条第2項等の規定に基づく振込みによる反則金の納付等において明らかにすべき事項として、府令第43条の様式の納付書の各片の右最上欄の番号を定めることとする(新府令第44条関係)。

4 施行期日

改正令の施行の日(令和3年6月28日)から施行する。